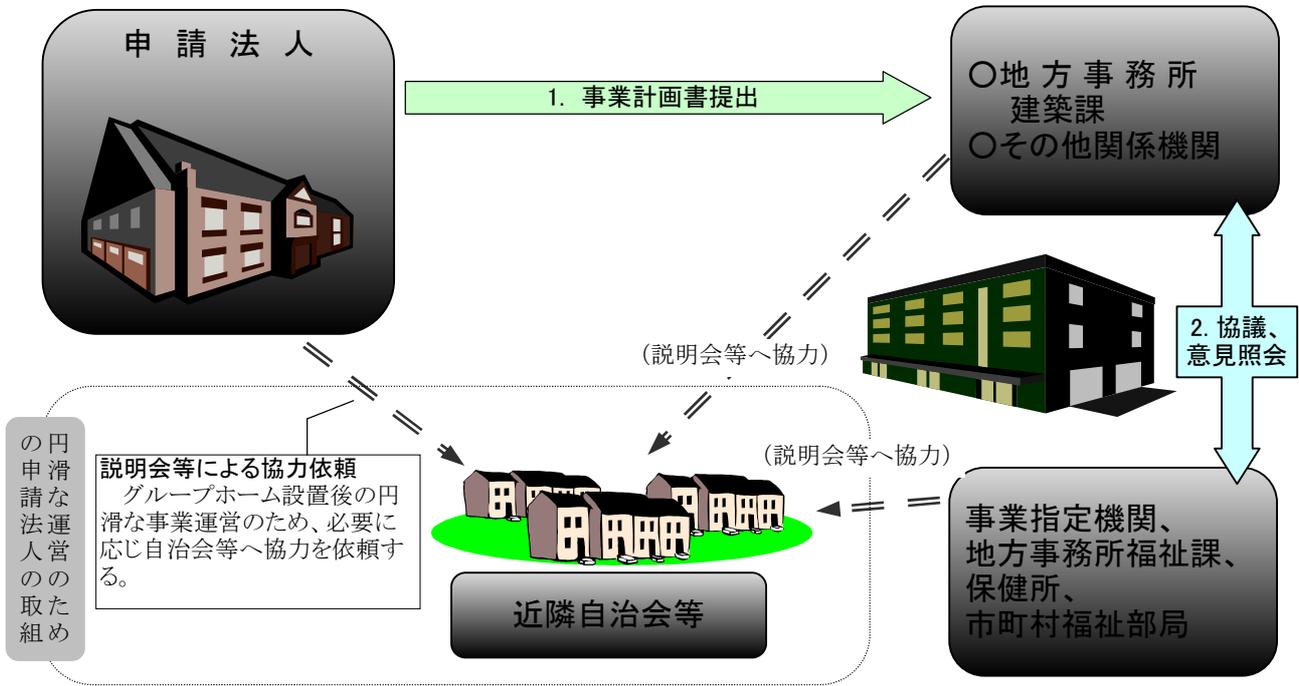


県営住宅のグループホーム事業等への活用手続の概要（長野県の例）

県営住宅をグループホーム事業等に活用するための手続については、事業計画の協議と、協議終了後の使用許可申請により進めます。

1 事業計画の協議



2 使用許可申請（協議終了後）

